

## 令和2年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営協議会

- 1 日時：令和2年7月8日（水）午後1時30分～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
  - （委員）河野 東、白石則彦、関戸一光、田中美津江、遠山若枝、新田治江、丸茂正樹、山際真理（五十音順）
  - （事務局）金子林務長、保坂森林環境部次長、山田森林環境部技監、増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、村松税務課長、後藤森林環境総務課長、石原みどり自然課長、金丸林業振興課長、長池森林総合研究所主幹研究員、森林環境総務課企画担当（4名）
- 4 傍聴者の数 2名
- 5 会議次第
  - 1 開会
  - 2 あいさつ
  - 3 議事
    - （1）令和元年度 森林環境保全基金事業進捗状況等について（資料1）
    - （2）令和2年度 森林環境保全基金事業について（資料2）
    - （3）森林環境保全基金の管理状況について（資料3）
    - （4）事業効果の検証について（資料4、4-1、4-2）
  - 4 閉会
- 6 議事の概要

（1）令和元年度 森林環境保全基金事業進捗状況等について

○座長

どうぞよろしくお願ひ致します。それでは、これから議事に入らせていただきます。まず、議事の（1）令和元年度事業の進捗状況等について議題と致します。事務局からご説明をお願ひ致します。

○森林環境総務課長 資料1説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

○座長

最初の荒廃森林再生事業で、森林経営計画の策定されたところに限定されるというお話で、今回、かなり翌年に繰り越された森林が多かったようですが、これの背景といたしますか、目指すところはどのようなところにあつたのでしょうか。

○森林整備課長

昨年度、補助メニューが変更になりまして、従来は公的森林整備というメニューがありました。それについては、所有者が自力で経営ができないところについて、間伐等を行うためのメニューでございましたが、昨年度から、森林環境譲与税の方がスタート致しまして、その森林環境譲与税の方の業務内容と趣旨が重複するというので、この公的森林整備という補助メニューが廃止されたということです。

○座長

ありがとうございました。

○委員

非常に参考になったといいますか、事情はよくわかりましたが、544haというと相当な量ですね。これが次年度繰り越しという中で既に括られているので、見込みがあるということでしょうか。

○森林整備課長

次年度の繰り越しにつきましては、荒廃森林再生事業が544ha、その他にも里山再生事業等もございまして、それらを含めまして、今年度の当初予算分と合わせますと、約1,400haを超える計画を今回実施していくこととなります。

これにつきましては、県内の事業の実施体制という点で言えば、平成27年度にも約1,400haを実施した実績がございます。ただ、森林組合が主な事業主体ですが、森林組合だけではなかなか厳しく、民間の林業事業体との連携をしながらやっていかないと実施できないと考えていますので、そうした連携を促進しながら、事業の実施に向けて支援していきたいと思っております。

○委員

お話にも出ましたように、森林環境譲与税の事業もありますよね。計画の段階かも知れませんが、それで今、実施体制が平成27年度の体制でやるとのことですけども、

特別な増員といたしますか、森林技術者の増員がない限り、本当にできるのかという疑問がわくのですが。もう見込みがついているということでしょうか。

#### ○森林整備課長

森林環境譲与税に関しましては、市町村では今年度、それほど事業量ですとか計画されておられませんので、今聞いている範囲では、県内27市町村ございますけれども、森林環境譲与税を使った森林整備まで今年度を実施する市町村は多くないと聞いています。

#### ○座長

労務の量の問題とともに、やはり対象地の確保というものが非常に重要になってくるのではないかと思います。

従来、独自財源の森林環境税でやっていたところというのは、もともと、森林経営計画に含まれていなくて、単発といたしますかそういうところを拾ってやってきたと思いますが、そういったところを森林経営計画に含めていくっていうのは、かなり難しいのではないのでしょうか。

国の方向としては、いつぞや、森林・林業白書に書かれていて私もびっくりしました。

森林経営計画と、それから森林環境譲与税で預けて、林業の成り立つところと成り立たないところが面積としては大体3分の1ぐらいずつと見ているというふうなことが書いてありまして、ほとんどの森林が市町村を通して預けて、管理していくというような方向に強く打ち出しているように見えます。

ですから、今回の森林経営計画に入っているところのみを別財源でやるという方針は、国のかなり強い意図が感じられるというふうに思います。

そういう点で、従来の方針で取り上げてきた、独自財源での対象地が拾い上げられなくなるのではないかという懸念を感じた次第です。その辺りは、見通しとしてはいかがでしょうか。

#### ○森林整備課長

森林経営計画対象森林というのが要件化されましたので、ハードルが上がったというのはそのとおりですが、例えば間伐をする際、搬出を要件としていますが、ヘクタールあたり10<sup>m</sup>以上というような比較的低いものでありますので、搬出ができる場所とできないところを上手く組み合わせてヘクタールあたり10<sup>m</sup>を目指して、組み合わせをすれば、それなりの事業地というものは確保できるとは思っています。

ただし、急に森林経営計画を立てるということも、事業体にとっては大変ですので、県としましては、そういった森林組合への支援としまして、昨年度から森林資源の調査をしております。航空レーザー計測データを使った調査ですけれども、そういったデータを森林組合に提供することでどこにどういう森林があるかというような情報を森林組合の方に提供して、森林経営計画の対象箇所というものを掘り起こすのに役立てていけるような取り組みを昨年度から進めているところです。

○座長

ありがとうございました。

ほかに委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

森林環境税の関係で、一番初期の段階で大雪が降ったりして、進まなかったこともありまして、森林組合と民間の事業体で力を合わせてやり抜いたっていう経緯があります。

しかし、その当時の状況と今の状況がちょっとかけ離れているような感じがします。というのは、やはり、林業の従事者が減っているのが一点と、林業の作業状況が変わってきている。

今までは、造林保育というのに結構力入れてきたのですけれども、ここ2年ぐらいですか、だんだん素材搬出の方に移行してきたという経緯がありまして、自分の目から見れば、今年は、県内の素材搬出が2割ぐらい増えたのではないかと予想しています。

ただ、このコロナの関係等でちょっと落ち込むかもしれないけど、去年並み以上の搬出が見込めるかなと思います。それは、従事者が減って、素材の量が増えてくるということは、やはり素材生産にシフトして、造林の方からちょっと離れつつあるのかなということを考えています。できるのであれば、早々に体制を整えて令和2年度の面積をクリアできるように早め早めの対応が良いのではないかと思います。

○森林整備課長

ありがとうございます。

作業する方の確保につきましては、森林組合等の事業主体だけではなく、民間の事業体の方に協力をお願いしてやってきているのですけれども、連携のやり方はまだ改善の余地があるのではないかと考えておりまして、例えば森林組合の事業の予定を前広に連携相手の民間事業体にお示しして、民間事業体が計画的に作業を実施できるような取り組みも考えているところです。

○座長

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、ご意見等ないようですので、議事の(2)へ進みたいと思います。

議事の(2) 令和2年度事業について議題と致します。

事務局からご説明をお願い致します。

(2) 令和2年度 森林環境保全基金事業について

○森林環境総務課長 資料2 説明

○座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問をお願い致します。

○委員

荒廃森林再生事業ですが、昨年度の計画面積が968haですね。

それで、今年の方が769haと少ないですが、金額は大きくなっていますが単価が上がっているのですか。

○森林整備課長

令和元年度の当初予算分で計画していた量は771haで、前年度からの繰越分197haを加えて968haでした。771haに相当する令和2年度当初予算分の事業量は769haということになるので、ほぼ同じです。

○委員

今年度当初予定面積の769haに加えて、544haが計画されているということですか？

○森林整備課長

はい。

○座長

今年度、昨年度の積み残しがあり、かなりの面積を荒廃森林再生事業で扱わなければいけないわけですが、森林経営計画策定森林が対象になっているということで、逆に考えますと、従来、県の独自財源で森林整備をしようというふうに考えてきた森林とは対象森林そのものが変わってくるという感じがするのですけれども、つまり今までは、森林経営計画を立てたところは、普通の県の造林補助金等もあって、搬出もしていますが、このような既存の森林経営計画を立てたところまでこの事業が広まっていくという理解でよろしいでしょうか。

○森林整備課長

平成30年度までは森林経営計画を立てることが要件になっている補助メニューと、森林経営計画を立てることが要件になっていない補助メニューと両方ございまして、それが昨年度から森林経営計画を立てることを要件としないメニューがなくなったために、この事業では全て森林経営計画を立てるということになりました。

以前から森林経営計画が立てられている場所も、荒廃森林再生事業を実施しております。それをこれから増やしていかないと事業地の確保が難しくなってくると考えています。

○座長

ありがとうございました。

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、ご意見等ないようですので、議事の（３）へ進みたいと思います。

議事の（３）基金の管理状況について議題と致します。

事務局からご説明をお願い致します。

○森林環境総務課長 資料３説明

○座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

○座長

直接この森林環境保全基金ではないのですけれども、前倒しで、森林環境譲与税が市町村と県に交付されていると思いますが、そちらの年間の予算規模はどのくらいなのでしょう。

それもいずれは森林整備に充当されていくと思われませんが。ただ、満額でもありませんし、直接現場に実施されているところも少ないですが、予算規模のイメージとしてどのくらいになっているのか分かれば教えてください。

○森林環境総務課長

令和元年度につきまして、市町村は約１億６，６００万円、県は約４，１００万円、合計約２億７，５００万円が譲与されております。

令和２年度については、試算ではありますけれども、市町村へは約３億５，２００万円、県には約６，２００万円、合計約４億１，５００万円程度の予定でございます。

○座長

ありがとうございました。

そうすると、森林環境保全基金の約３億というと、オーダーとしては同じぐらいの額になっている感じですね。イメージが少し沸きました。ありがとうございました。

委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、ご意見等ないようですので、議事の（４）へ進みたいと思います。

議事の（４）事業効果の検証について議題と致します。

事務局からご説明をお願い致します。

#### (4) 事業効果の検証について

○森林総合研究所主幹研究員 資料4、4-1説明

○森林整備課長 資料4-2説明

○座長

ありがとうございました。

それでは、資料4の全体を通してご意見等ございましたらどうぞ。

○委員

最後のアンケート調査結果ですが、9割の方が里山の整備を要望しているということが分かりました。また、半数の人が里山の整備を知らなかったということで、これは住民へのPRの必要性を感じました。そして、またこの寄せられた意見の一番下にありましたように、市民の力を借りてアピールをしていった方が効果的ということも分かりました。

これからももう少し住民へのPRの必要性ということを感じました。

住民も最近の災害の様子からも、やはり整備が必要ということは肝に銘じて思っていると思いますので、今がチャンスだと思います。住民への必要性ということもこれからも発信していってほしいと思います。

○森林整備課長

里山再生事業のPRをもっとした方が良いのではということで、やはり5割という数字はもっと上げていきたいと思っております。

従来から、地域住民の方に事業が始まる前にこういう場所でこういうことをやりますというお知らせや、森林所有者の方とか隣接地の方には、直接行って事業の説明をしていたのですが、昨年度からは事業を実施した後にも現場の写真を見せて、こういうふうには整備をしました、というようなことでチラシを配るということもしております。

さらに、例えば配布する資料の内容をもっと詳しくするとか、そういった工夫をしながらPRしていきたいと思っております。

○委員

質問2の里山の整備がされたことを知っていますか、というときに、やはり半数が知らないということは地域全体に徹底がされていないようですね。

そうする前に地域住民との話し合いってあるでしょうが、半数が知らないというのはおかしいような気がします。

○森林整備課長

この事業は、一回事業を実施したら終わりではなく、継続して手を入れていかないと里

山の環境が維持できないと思いますので、そういう意味では事業の後に地域の方も含めて継続した取り組みの依頼を徹底していきたいと思います。そういう面では地域住民の方へのPRはもっと必要だと思うし、それに向けて工夫をして取り組んでいきたいと思っています。

#### ○委員

地元の市町村もございますので、各市町村で毎月広報も発行しているわけですから、県と協力する中で、森林環境税を活用した事業をやっていることを市町村の力も借りながらやっていけばいいのではないのでしょうか。地元の市町村も協力ができる体制はございますので。

#### ○座長

「木もれ日」を色々な所に置いて読んでもらうような体制をとっており、2万部刷っているということでしたが、2万部の活用状況というのはいかがでしょうか。

#### ○森林環境総務課長

発行致しました部数について2万部ということで、公的機関や病院など県民の方が来る場所に置いてございます。ご自由にお取りくださいというような形にはなっており、それがどのような方達に渡っているのかというところの追跡はできておりません。つきまして、その効果というところを検証するというのはなかなか難しいところございます。

しかしながら、県といたしましては、皆様から預かった税金を有効に活用し、そしてPRするために県の広聴広報グループですとか、様々な広報媒体にお願いをして、この税金をPRしていきます。さきほどおっしゃられた、地域の住民が知らないじゃないかという話、当然、そのことにも積極的なPRを今後も考えなければならないと考えております。

#### ○委員

先程のPRのことについてですが、最近はコロナの影響もあって配布する物が減っていると思います。そういったことの対策を何かされるのでしょうか。

また、最近皆さん情報を得るのにスマホを使う方が多いと思います。それでたくさんの部数を印刷するのではなく、QRコードをつけて情報を発信してホームページにたどり着くとか、そういったことはされているのか。

先程意見がありました、里山が整備されたことを知っていますか、というアンケートについて、これは整備された地域の方々への間で知らない人が半数ということですか。

私、町の里山地域で森林整備をしており、事業に関わって思うんですけど、地権者さんが全然自分たちの山が森林経営計画に入っていることを知らない。そういったことは県の職員さんにご存じなのかなということを知りたいと思います。

○森林環境総務課長

配布の数量、コロナ対策に関して、令和2年度につきましては、検討して参りたいと思います。特に、QRコードにつきましては、「木もれ日」の中に一部事業の箇所を見られるようなものは付けていますけれども、「木もれ日」全体を見るということにはなっておりませんので、データの的に展開できる方がよろしいかと思っておりますので、検討したいと思いません。

○委員

QRコードについては、例えば現場見学会とかでも募集のチラシを印刷されますよね。そういったチラシのことを言ったのですが、例えばどこの現場でいつの日にどのような内容かという情報にたどり着くということです。

○森林環境総務課長

現場見学会では、せつかく現場をきれいにした。そこを県民の皆様に見て頂く必要があるということなので、これは是非やっていきたいと思いません。

ただし、今までの方式でしたら、チラシをある一定のところに配って置いてもらう、教育機関でお話ししてもらうというところで、なかなか目にされない方もいらっしゃると思いません。委員のおっしゃるとおり、QRコードとかを活用して発信できるような体制になれば、興味を持たれて多くの参加者が見込めると思いません。努力していきたいと思いません。

○森林整備課長

森林所有者の中には、自分の森林で森林経営計画が立てられていることをご存じない方がいらっしゃるという話でしたが、森林経営計画を作成する主体としましては、ほとんどの場合、森林所有者の方が森林組合と森林経営の受委託契約を結んでいて、その森林組合が契約書に基づいて森林経営計画を作成して市町村に認定の申請をするというような流れになっているということで、森林所有者の方が森林経営計画を立てられているのをご存じないというのは、森林組合と受委託契約したところまでは多分覚えているけれども、その契約内容に従って森林経営計画を立てるところまでがあまり認識されていないのかと推測されます。

いずれにしても自分の所有森林を森林組合に預けて、しっかり経営をしてもらうという契約の中で、森林経営計画という名前自体は気にしていないかも知れませんが、森林組合によって経営されているということは多分認識されていると思いません。

○委員

先程からの話を伺っていると、森林経営計画が出てきたり、森林環境譲与税が出てきたり、山梨県独自の森林環境税が出てきたり、その区分けが素人には全く付かないです。

森林経営計画は少し異質なものでしょうけど、例えば森林環境譲与税は何に使われて、山梨県の森林環境税は何に使われるのか、ということの区別が私でも分かりません。

森林環境税を作るときに、荒廃した森林を再生します。だから森林環境税を導入します。ということであったのですが、森林環境譲与税が入ってきましたけども、その区別がつかない。そしてもう一つ、いつも申し上げるのですけれども、民間資金の導入で企業の森をここ何十年か林野庁や県もみどり自然課含めて進めていらした。企業の森に求める物はなんなのか。

森林環境税の使い道が森林環境譲与税と区別が付かない。森林経営計画を立てたところと区別が付かないのであれば、山梨県独自で使えるお金なのですから、山梨県独自の、例えば国の補助金は森林経営計画を立てたものでないとだめであれば、ほかの部分で賄って頂いて、山梨県で独自に使えるような税の仕組みをお考えになっても良いのではないかと。

何度もお話を聞いていてそういうふうに思うし、もし、そうであれば何がどう違ってどういうふうに特徴があるのかということも少なくとも明確に示して欲しい。そうするともっと分かりやすく、私たちも説明がしやすい。

もう一度その区分けについて、分かりやすい説明をお願いします。

#### ○森林環境総務課長

国の森林環境税と、県の森林環境税、大きなくくりで話をさせていただきますと、まず国の森林環境税というのは令和6年度から年間1,000円を個人から徴収します。

一方、県の森林環境税は500円を徴収しています。また、事業者からも割合に応じまして、年額1,000円から40,000円を5段階の幅がありますけど徴収するという違いがあります。

両税事業の用途についてですが、荒廃した森林がございます。そして、それを所有者が管理をしようという意思がありますけれども、お金がない等でなかなか手が入らない。そこに対して県の森林環境税を使います。

一方、国の森林環境譲与税は森林の管理者が手を入れる意思がない、そういうところについて市町村が整備をしていく。というふうに大きく分かれております。

今おっしゃるとおり、県民の方には分かりやすく、今後、紙面構成等考える場合には留意したいと思います。

#### ○座長

ご説明ありがとうございます。

ただ今ご説明頂いて、制度の趣旨はそれぞれ違うということはよく分かるのですけれども、例えば森林所有者の方が、自分でやるかやらないか、できるかできないか、ということ以前に、そもそも自分が所有者であるかどうかも分からなくて、相続が1、2回ありますと例えば境界が分からなくなるとかですね、それから、色んなことがあって今

回森林環境税を国が国税として導入した大きな曲がり角としては、もう個人で森林管理をなかなかできなくなりつつあるということが背景にあると思います。

それから林業そのものも、所有者が自分の所有界の中だけでやるのはもう困難である、だからこそ団地化をすとか、集積をすという方向になっていると思います。

そういう、戦後、努力して作ってきた森林資源が今ようやく成熟した状況になって、採算がとれないとかですね、色々な事態の中で、県としても市町村としてもなんとか最低限森林整備は進める、ということで、納税者の方と森林所有者の方にこの事業の存在を説明して、所有者の方に対しては何らかの形で管理の枠組みの中に入って頂くような方向をお示し頂くという時期に来ているのではないかと思います。

少なくとも国の施策はそっちに向いていると思います。ですから、今、委員が制度のすみ分けが分かりにくいと仰ってくれたのは、私はそのとおりと感じました。

ですから、例えば森林組合の方々がよく座談会とか説明会とかをやりますが、そういう時に、所有者が自分で管理できない場合はどこかに預けて頂く、というような方向に向いているのだということをお前提に進めて頂ければと思います。

#### ○森林整備課長

座長からお話がありましたように、現時点で所有者の方が管理していない、できない森林を誰かが管理する、手を入れていく、ということが大変重要だと考えております。そのための一つの仕組みとして、昨年度スタートした森林経営管理制度があります。これは森林所有者の方に市町村が今後の森林経営管理はどうしていくのですか、と意向を確認した上で、その意向に基づいて市町村が預かる、あるいは、所有者の方が森林組合に預ける、そういった一つのツールが出来ましたので、有効に活用していくことによって、これまでなかなかできなかった森林の管理ができるのではないかと考えております。

森林経営管理制度につきましては、各市町村の方で現在精力的に取り組んで頂いておまして、県の方としても森林協会に職員を派遣するなど人的な支援やデータの提供等を通じて、森林経営管理制度がうまく進んでいくように支援していきたいと考えています。

森林経営管理制度が上手くいけば、市町村なり、あるいは森林組合なりに経営集約されていって、森林整備が進んでいくのではないかと思います。

#### ○委員

所有者さんのことで、現状は名義変更がされていないこととか、相続の対象になっていて税金を払っている方と所有者が違うとか、そういうことがいっぱいありまして、ものすごく小さいエリアを対象としています、すごい複雑なんです。町の認識と、法務局は全く違いますし、それらのことも全部お金がかかるんです。

だからこれは現実的に所有者さん達が個人でやるということは難しいし、エリアも分からない中での、時間が経てば経つほどどこからどこまでが自分の土地か分からなくなってきました。その度に森林組合さんが入って管理することで契約はしていると思いますが、その契約した方が亡くなっていたりするということがあります。その中で森林組合さんの方

も小さいエリアの、路網も何もないようなところでなかなか作業が進まなかったり、そういった小さいエリアよりも効率の良い場所ですとか、傾斜のない所の方にどんどん作業が進むという現実もあるかと思えます。

森林環境譲与税で私が感じるのは、所有者をきちんと把握するということがすごく優先じゃないかと思えます。本当にこの人達は管理能力があるのか、それとも森林組合さんの方に任せてもいいのか、ということのを急いでやらなければいけないと思うし、受け入れる側の市町村の職員さんが少なく、手が追いつかない。熱心なところとそうじゃないところとあると思えますが、追いつかないって言うところも現実的にはあるのではないかと。市民の方からの考えですけど。確認しておきたいなあって思えます。

#### ○森林整備課長

所有者の方がわからなかったり、境界もわからなかったりということが、経営管理を進めていく上では課題になっておりまして、今回スタートしている森林経営管理制度を進めていく上でも、所有者さんの意向調査をするためには、所有者さんの情報をしっかり把握するということが重要になってきています

市町村では、林地台帳といって、森林の土地の所有者の方の情報をデータベースで整備をして頂いているのですが、その林地台帳が完璧な物になれば今言ったようなことは解消されるわけですが、基本的に登記情報をベースに作っていて、おっしゃるとおりもうお亡くなりになったりして、今の所有者がどなたかわからないということもかなりあったりして、林地台帳の整備を進めていく上で課題となっています。

ちょうどこの間の国会で法律が通って、課税台帳の情報を林務部局の方に提供しても良いという法律ができましたので、登記上の所有者ではなくても、今税金を誰が払っているかという情報を林地台帳に反映させることができるようになりますので、そういった形で林地台帳をきっちり正確なものにどんどん更新、整備していきます。

100%正確な林地台帳というのは難しいですが、結果前に進んで、それを基にした森林経営管理制度というのを進められたら良いかと思えます。

#### ○座長

全体を通じてでも結構ですので、委員の皆さんから何かご意見、ご質問がございましたらお願い致します。

#### ○委員

本当に初歩的な質問なんですけど、うちの裏にも山があるんですけど、森林の定義とこののを教えて頂けますか

#### ○森林整備課長

森林法上は、集団的に木や竹が生息している、その木や竹とその土地のことを森林といいます。

○委員

そこが崩れそうなんですけど、それは役場へ行けば林地台帳を見せてもらえれば分かりますか。

○森林整備課長

林地台帳を見て頂くか、あと県の方に森林簿というものがありますので、県の林務環境事務所で照会して頂ければ、その場所が森林になっているかというのは分かります。

○委員

はい、すみません、初歩的な質問でありありがとうございました。

○座長

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか

○委員

質問ですが、資料2の里山再生事業ですけど、荒廃した里山林の解消のため、森林に編入可能な耕作放棄地の絞り込み調査というのがありますが、内容を詳しく教えて頂けますでしょうか。

現状は山林になっていて、地目が畑というエリアが結構あつたりするので、そういうことなのかなと思って聞いていたのですが、どうなのでしょう。

○森林整備課長

目的としては、耕作放棄地になっていて、現状として木が生えているような場所で、今まで農地扱いだったものを森林として編入するための、所有者の割り出し、現地調査、同意の取り付け、そういったものについて作業するという内容になっております。

○座長

ほかに、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは議事をこれで終わらせて頂きます。

いろいろなご意見を委員の皆さんから出して頂きましたので、事務局の方で色々ご検討の上善処頂ければ幸いです。

それでは、進行を司会にお戻し致します。

○司会

座長、それから委員の皆様、ありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、林務長から一言、宜しくお願い致します。

## ○林務長

長時間にわたりありがとうございます。

いくつか宿題を頂いたところですが、まず荒廃森林再生事業の繰り越しについて、実は非常に心配しているところですが、ゼロからの出発ではなくて、昨年度のうちに森林経営計画の整備については取り組みを進めております。

労務については、森林組合の事業実施の計画は分かっておりますので、そういうものを民間の事業者さんと早めにすり合わせることも委員よりアドバイスいただいておりますので、それをきちっと進めていきたいと思っております。

PRにつきましても座長のお話にもあったように、新型コロナウイルスで世の中が色々変わってきて、広報のスタイルについても電子媒体を使っていくとか、より新しい事情に合ったような進め方、特に里山再生事業については、整備して終わりということにならないよう、適切に管理して頂くためにも、事前の関係者の皆さんとのお話というのが非常に大事で、地域で半分も知らなかったというのは大変問題だと思っておりますので、それを改善していきたいと思っております。

一番大きな課題というのが、制度のすみ分けということだと思っております。

森林経営管理制度の一番の特徴というのは、所有者自らが森林を適切に管理しなければならないという責務を初めて法律上書いたということで、これができない場合は市町村に預けるなどして下さい、というところです。

制度設計上は3分の1の森林は森林経営計画が作成され経営がなされている森林、残りの3分の2のうち、3分の1は条件が不利で経営が成り立たない森林、3分の1は所有者の同意がとれないため集約化が進まない森林ということになっています。

この3分の1の経営が成り立たない森林を管理しようとした時に、県の森林環境税事業は年間5億円程度の整備を行っているのに対し、昨年度の国の森林環境譲与税の譲与額は市町村で約1億6千万円であり、この約1億6千万円全部を荒廃森林の整備には向けられないということで、第2期計画期間中は、両方の仕組みを活用していくこととし、次期計画に向けてはそのすみ分けをしていきながら、説明ができるような形で考えていかなければならないと思っております。

委員の皆様には、第4期の任期が今年の7月25日までということで、これまで大変ありがとうございました。第5期委員をこれから選任させて頂きたいと思っておりますので、引き続きご協力頂くようなことがありましたらよろしくお願い致します。

この2年間の感謝を申し上げますと共に、今頂いた宿題をきちっと検討しながら、次の計画、あるいは次年度の取り組み、今年の取り組みに活かしていきたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

## ○司会

以上をもちまして、令和2年度第1回山梨県森林環境保全基金運営協議会を閉会致します。

本日は長時間にわたってありがとうございました。